

学校法人 敬心学園

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人敬心学園（以下「学園」という。）の寄附行為第36条（役員報酬）の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、学園において勤務することが常態である者をいう。次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む）として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬とは、報酬、退任慰労金その他役員としての職務執行の対価として受け取る財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、報酬等を次のとおり支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事の報酬（年額）は、別表第1のとおりとし、理事の報酬（年額）は俸給表のうちから、理事長が決定する。

2 非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

第5条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、別に定める役員退任慰労

金規程に基づいて、その者に退任慰労金を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日(ただし、支給日が土曜日、日曜日、祝祭日に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。)とする。

2 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員には、別に定める国内出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が、職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が、退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日(祝祭日を除く)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が1円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第10条 この学園は、この規程をもって、私立学校法第63条第2項第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、運用上必要な事項は、細則等で別に定める。

2 前項の運用細則を定める場合は、理事長が理事会の議決を経て定めるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬）

号俸	理事長
1	1,200 万円
2	1,260 万円
3	1,320 万円
4	1,380 万円
5	1,440 万円
6	1,500 万円
7	1,560 万円
8	1,620 万円
9	1,680 万円
10	1,740 万円

別表第2（常勤以外の役員の報酬）

職員理事	無報酬（給与規程に則り職員としての給与のみ支給）	
非常勤理事	理事会等会議への出席	日額 11,137 円
監事（非常勤）	監事監査、理事会等会議への出席、 その他法人業務のための勤務	日額 11,137 円

備考 非常勤理事及び監事の日額報酬は、源泉所得税・復興特別所得税及び交通費を含めた金額とする。